



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している
人的関与の見直し	達成半ばである
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- 外部資金の積極的な導入等、自主財源の確保に努め、今後とも自律的・安定的な経営基盤の確立に取り組んでいただきたい。
- 設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業の債権管理について、未収債権発生防止と回収増に一層努めていただきたい。
- 県職員の派遣・兼務は必要最小限度に留め、当法人の自律的な運営を進めるためにプロパー職員の育成等に十分配慮していただきたい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 役員は17名で、産学官の関係者が就任しており、うち常勤役員は2名となっている。
- 平成20年度には、国の事業の制度変更等により、当法人が事業実施主体になる事業が増大・拡大してきたことから、県派遣職員（県次長級）を財団の常務理事として置き、えひめ中小企業応援ファンドの本格実施による産業振興課の新設、競争的資金の積極的な獲得に対応するための産学官連携推進課の新設、企業誘致機能の強化のための企業立地推進課の新設を行い、新規事業への対応、事業量の拡大については、県派遣・兼務職員を配置して対応を図った。
- 職員にインキュベーションマネージャー資格を取得させ、インキュベート・ルーム入居者等へ総合的な支援を行った。また、職員を各種研修会へ参加させるなど積極的な人材育成に努めた。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 平成23年度中に公益財団法人として移行申請が行えるよう、準備をしているところである。
- 今後、移行申請を行うに当たり、解決・整理していく事項として、役員候補者の選定において、同一団体の理事、使用人等が1/3超えないよう、本人出席が可能な点、会計監査人選任に当たっての財源確保、収支相償となっているか、公益目的事業比率が50%を超えているかどうかを挙げている。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：ある程度達成している】

- 「県の財政に左右されない自立的な経営基盤の強化」のため、国の競争的資金を改革期間中23件獲得した。
- (独)中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンド事業を活用して、「えひめ中小企業応援ファンド」(平成19年度40億円、平成20年度60億円)及び「えひめ農商工連携ファンド」(平成21年度25億円)を組成し、組成から10年間にわたる事業費財源を確保した。
- 指定管理者となっているテクノプラザ愛媛及び愛媛県産業情報センターの運営については、利用料金収入が目標値を下回っているが、これは、収入の大部分を占めるインキュベート・ルームの期間満了による退去が重なったことが大きな要因となっている。今後とも、積極的な広報活動により、安価な賃料や中小企業支援機関の拠点としてワンストップで経営サポートが受けられること、愛媛県産業技術研究所に隣接していることなどのメリットを十分にアピールするとともに、中小企業者のニーズに応じて入居基準を見直すなどの方策により、入居率の向上に努められたい。
- 設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業の未収金については、経営基盤の弱い企業に対しては企業訪問の強化、未収金残高や回収額の目標の設定など、引き続き公的融資制度としての役割を踏まえつつ、未収債権発生防止と回収増に一層努められたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人の事業の拡充に併せ、財団内部の組織体制の見直しを実施し、県の派遣職員、兼務職員が増加しているが、今後とも見直しの際には、事業内容等を踏まえた職員配置となるよう努められたい。 プロパー職員については、退職者を不補充とし、臨時職員も削減し、日々雇用職員の雇用形態に変更している。 職員給与については県職員に準じており、給与カットも実施したほか、県の給与制度見直しを参考にするなど給与水準の適正化を図っている。 	

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 当法人の事業の大半は、県の施策に基づき実施しているものであり、県内中小企業のおかれている状況を踏まえれば、当法人の事業及び県関与の必要性は認められる。なお、指定管理者制度の導入や、国の制度変更、県の厳しい財政状況などにより、県からの委託料・補助金が減少している中、国の直接補助事業など、外部資金等を積極的に導入し、自立的な財政運営に取り組んでいるところであるが、成果重視の観点から、引続き、県は当法人と連携して、事業を検証・評価し、事業者のニーズに適応した事業実施が行われるよう努められたい。 設備資金貸付、設備貸与事業及び機械類貸与事業について、その原資として県から無利子貸し付けを行うとともに、民間金融機関からの借入金について損失補償を行っているところであるが、利用実績等を踏まえ、貸付枠を縮小し、県の貸付金、損失補償も減額している（過去、損失補償が発生した事例はない）。 えひめ中小企業応援ファンド及び農商工ファンドに係る基金造成資金の貸付金も、（独）中小企業基盤整備機構の事業を活用して県内民間企業の協力も得てより大きな運用益が得られるよう 125 億円にもものぼるファンドを当財団に組成するためのものであり、貸付の必要性は認められる。 	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：達成半ばである】
<ul style="list-style-type: none"> 県職員の派遣に当たっては、従事する業務が新事業創出支援、産学官連携の研究開発事業等を推進するうえで、中核的な役割を担っており、県内産業の総合的な支援機関として当法人の役割を果たすうえで関係機関との連携協力、専門的な知識が必要不可欠であることから、必要性は認められる。 当法人が事業主体となる事業が増加したことに伴い、県派遣役職員、県兼務職員が増員されていることについては、これらの事業が国の制度上、有期限であることなどから、事業の増加に対応したプロパー職員の増員は難しいということは理解するが、当法人の自律的な運営を進めるためにも、県職員の派遣・兼務は必要最小限度に留め、プロパー職員の育成・モチベーション維持向上にも配慮しつつ、人的関与のあり方を検討されたい。 県退職者については、役員及び職員に就任、雇用されているが、専門的な知識の必要性等から認められる。 	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none"> 経営情報について、法人ホームページにて公表している。 法人ホームページにより情報提供を行っている。 情報公開要綱を定めている。 	